

大都市行財政制度特別委員会資料

- 1 指定都市の「平成23年度国の施策及び予算に関する提案
(通称:白本)」について
- 2 指定都市の「平成22年度大都市財政の実態に即応する財源
の拡充についての要望(通称:青本)」の成果等について

平成22年5月6日

都 市 経 営 局

総 務 局

1 指定都市の「平成 23 年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

（１）「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは

指定都市の「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない特に重要な指定都市共通の事項について提案書を作成し、毎年省庁の概算要求時期に合わせ、関係省庁及び政党に対し、各都市市長及び議長による要請行動を実施するものです。

（２）今後の予定

～5月中旬	提案事項の調査（所管局長会議から提案事項候補を提出）
5月下旬～	提案事項の調整
7月中旬	提案書の確定（各市長・議長の決裁）
7月中旬～下旬	要請活動（各市が分担し、省庁・政党へ要請）

（３）昨年度の提案事項（参考）

- 税財政・大都市制度に関する提案事項： 7項目
- 個別行政分野に関する提案事項： 11項目

重点提案内容

	提案項目	提案内容
1	真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲による当面5：5の国・地方間の税源配分の実現
2	大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税等の配分割合の拡充強化
3	事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	道府県に代わって負担している事務経費についての税源移譲による税制措置
4	国庫補助負担金の改革	地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金の廃止と所要額の全額税源移譲
5	国直轄事業負担金の廃止	国が行うべき事業について、国直轄事業負担金（特に維持管理費）を廃止
6	地方交付税の改革等	国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税削減の禁止
7	新たな大都市制度の創設	現行の指定都市制度の抜本的な見直しと、指定都市への一元的・総合的な事務配分及び自主財源の制度的保障
8	保健福祉行政の充実 ＜生活保護制度の抜本改革＞	時代に即した制度とするための抜本改革と当面現行負担率の堅持
9	教育行政の充実 ＜県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置＞	教職員給与費負担の移管に伴う道府県からの税源移譲と、学級編制や教職員定数、教職員配置などの包括的権限移譲

＜参考資料 1：平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案＞

＜参考資料 2：平成 22 年度国の施策及び予算に関する重点提案＞

2 指定都市の「平成22年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」の成果等について

(1)「青本」による要望

ア 議長・市長による要望

要望月日	要望先	幹事市
10月19日	総務省・財務省	札幌市

イ 幹事市の税財政関係特別委員長による要望

要望月日	要望先	幹事市
10月30日	衆・参両議院総務委員会	札幌市

ウ 税財政関係特別委員による要望（党派別要望）

要望月日	要望先	担当市
11月18日	社会民主党	新潟市
11月18日	日本共産党	京都市
11月19日	民主黨	川崎市
11月20日	自由民主党	浜松市
11月25日	公明党	福岡市

網かけは本委員会委員による要望が行われたもの

(2)「青本」による要望の主な成果

ア 国直轄事業負担金の廃止

要望内容

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

成果

国土交通省から「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）」が示され、「平成25年度までに現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について結論を得る」とされています。また、維持管理費については23年度全廃に向けて、22年度には一部が廃止されました。

イ 地方交付税の改革等

要望内容

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

成果

平成22年度の地方財政計画において、地方が自由に使える財源を増やすために、既定の加算とは「別枠」の加算等により、**地方交付税総額が1.1兆円増額され、16.9兆円**となりました。

ウ 地方債の発行条件の改善

要望内容

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還に係る特例措置の対象の拡大及び延長を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

成果

平成19年度から21年度まで実施された、公的資金補償金免除繰上償還の措置について、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、**22年度から3年間延長**することで、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置が講じられました。

【参考】 平成23年度「青本」による要望の予定

6月下旬～7月上旬	: 大都市行財政制度特別委員会
6月中旬～8月中旬	: 指定都市間での要望内容の調整・協議
9月中旬	: 要望内容の決定
9月下旬	: 大都市行財政制度特別委員会
10月中旬～下旬	: 幹事市議長・市長による要望 (要望先：内閣府、総務省、財務省、政党)
10月下旬	: 税財政関係特別委員長会議
10月下旬	: 幹事市税財政関係特別委員長による要望 (要望先：地元選出の国会議員、衆・参総務委員会委員)
11月中旬～下旬	: 税財政関係特別委員による党派別要望 (要望先：各政党役職者)

平成 22 年 度

国の施策及び予算に関する提案

平成 21 年 7 月

指 定 都 市

目 次

• 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
• 提案事項詳細説明	6
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	8
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	9
4 国庫補助負担金の改革	10
5 国直轄事業負担金の廃止	11
6 地方交付税の改革等	12
7 新たな大都市制度の創設	13
<個別行政分野関係>	
8 保健福祉行政の充実	14
9 教育行政の充実	17
10 廃棄物処理事業の促進	18
11 環境保全対策の充実	20
12 災害対策の充実	21
13 都市基盤の整備促進	22
14 港湾の国際競争力の強化	25
15 住宅対策の充実	25
16 上水道事業の促進	27
17 ICT施策の充実	28
18 雇用対策の推進	29

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。さらに、昨年来の世界的な経済危機により法人関係税が大幅に減収し、また、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。しかしながら、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

平成21年度には、地方分権改革推進計画の策定や新分権一括法案の国会提出も予定されておりますが、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲の一体的な実施による真の地方分権の実現に向け、平成22年度国家予算編成にあたり以下のとおり提案します。

政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成21年7月

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	梅原克彦
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	中田宏
新潟市長	篠田昭
静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友
名古屋市市長	河村たかし
京都市市長	門川大作
大阪市長	平松邦夫
堺市長	木原敬介
神戸市長	矢田立郎
岡山市市長	高谷茂男
広島市長	秋葉忠利
北九州市市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏

指定都市議長会

札幌市議会議長	福士勝
仙台市議会議長	野田讓
さいたま市議会議長	関根信明
千葉市議会議長	小柳輝信
川崎市議会議長	潮田智信
横浜市議会議長	川口正寿
新潟市議会議長	志田常佳
静岡市議会議長	近藤光男
浜松市議会議長	高林一文
名古屋市議会議長	吉田隆一
京都市議会議長	繁隆夫
大阪市議会議長	舟戸良裕
堺市議会議長	星原卓次
神戸市議会議長	吉田謙治
岡山市議会議長	宮武博
広島市議会議長	藤田博之
北九州市議会議長	佐々木健五
福岡市議会議長	光安力

[提案事項<税財政・大都市制度関係>]

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

5 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

6 地方交付税の改革等

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

特に、平成22年度も大幅に地方税収が減少することが懸念されるため、地方税収の減収に見合った地方交付税の増額がなされること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な行政サービスが提供できるように事務権限とその役割に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

[提案事項<個別行政分野関係>]

8 保健福祉行政の充実

(1) 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。

(2) 国民健康保険財政の確立

- ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急を実現すること。
- イ 特定健診等の実施状況などに応じて、各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みの導入を見直すこと。
- ウ 国民健康保険の財政基盤強化策を平成22年度以降も継続するとともに、保険財政共同安定化事業については、新たな財政措置を講ずること。

(3) 児童福祉施策の拡充

- ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。
- イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。
- ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。

(4) 介護保険制度の円滑な実施

- ア 介護報酬改定等の効果を検証し、人材確保に結び付く必要な対策を講ずること。
- イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。
- ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。

(5) 障害者自立支援法等の円滑な実施

- ア 国の責任において利用者負担の軽減策を講ずること。
- イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。

(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営

- ア 制度の見直しにあたり、大都市の意見も十分に反映した制度設計を行い、必要な準備期間を確保するとともに、万全の財政措置を講ずること。
- イ 国において、制度の趣旨や見直しの内容等について、積極的かつ主体的に広報を行うこと。
- ウ 後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて、行政区単位での業務に対応したものとなるよう早急に改善を行うこと。

(7) 医療提供体制の充実強化等

- ア 医師確保対策を推進すること。
- イ 救急医療体制を充実強化すること。
- ウ 市立病院への財政措置を充実すること。
- エ 原爆症認定制度を被爆者の立場に立って運用すること。

(8) 新型インフルエンザ対策の推進

- ア 病原性の低い新型インフルエンザを想定した行動計画やガイドラインを早急に策定すること。
- イ 行動計画やガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。
- ウ ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。
- エ 発熱外来、一般医療機関、発熱相談センターにおける医療体制を確保するため、必要な制度を創設すること。

オ 感染拡大防止のための社会経済活動の制約等に伴い生じる損失に対し適切な支援を行うため、必要な制度を創設すること。

9 教育行政の充実

(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。

イ 教職員配置の充実を図ること。

(3) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。

10 廃棄物処理事業の促進

(1) リサイクル制度の改善

ア 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。

イ 家電リサイクル法について、不法投棄対策に関するメーカーの資金拠出の仕組みをより地方自治体の実情を踏まえた活用しやすいものとするとともに、リサイクル費用を前払い制とすること。また、法に定められた対象品目の要件の見直しを今後も進めていくこと。

ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、製造等事業者の責務を明確にすること。

(2) 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。

11 環境保全対策の充実

(1) 地球温暖化対策の推進

ア 「京都議定書」以降の中期的な温室効果ガスの削減目標については、世界の温暖化対策を牽引しうる高い水準に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

また、高水準の再生可能エネルギー導入目標の設定や省エネルギーの推進、経済的手法の導入等、目標達成のための具体的施策を早期に策定すること。

イ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。

ウ 低公害車の導入及び燃料供給施設整備に対する補助制度や優遇措置の拡充、コストの低減等を図ること。また、自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。

(2) アスベスト対策の推進

- ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。
- イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。
- ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。

12 災害対策の充実

(1) 震災対策の推進

公共建築物及び公共構造物の耐震化や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。

(2) 水害対策の推進

- ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。
- イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

(3) 総合的な支援体制の充実

- ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。
- イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

13 都市基盤の整備促進

(1) 下水道整備の促進

老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。

(2) 道路整備の促進

大都市に必要な道路整備については、適切な税財源措置を講ずること。

(3) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

- ア 都市公園の整備（再整備を含む。）、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、必要な制度の充実を図ること。
- イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。
- ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には、公園・緑地として保全できるよう自治体への優遇措置を講ずること。

14 港湾の国際競争力の強化

(1) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援

安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。

(2) 用途制限等に対する更なる規制緩和

- ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。
- イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

15 住宅対策の充実

(1) 建築物における耐震性等の安全性の確保

- ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。
- イ 建築物の安全性に対する市民の信頼確保に向け、よりの確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について引き続き検討すること。

(2) 住宅セーフティネットの機能向上

- ア 公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。

(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編

- ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。
- イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化及び法令等の整備を図ること。

16 上水道事業の促進

(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

- ア 水道事業経営基盤の安定を図るため、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化

- ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。
また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。
- イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

17 ICT施策の充実

(1) 地上デジタル放送への円滑な移行

- ア 地上デジタル放送への完全移行にあたっては、国及び事業者の責任において、「新たな難視聴地域」を発生させないよう適切に対応するとともに、低所得者に対する十分な支援策を講ずること。

(2) ICT施策推進に対する支援制度の充実

- ア ICT施策推進に係る支援制度の柔軟な運用を図るとともに、障害者や高齢者の利活用技術の習得等に対する支援策の充実を図ること。

18 雇用対策の推進

緊急雇用対策事業要件の弾力化等

- ア 国の緊急雇用対策事業である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別交付金事業」における要件や運用の弾力化を図るとともに、今後同様の事業を行う際は道府県を通さず指定都市に直接交付すること。

[提案事項詳細説明]

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

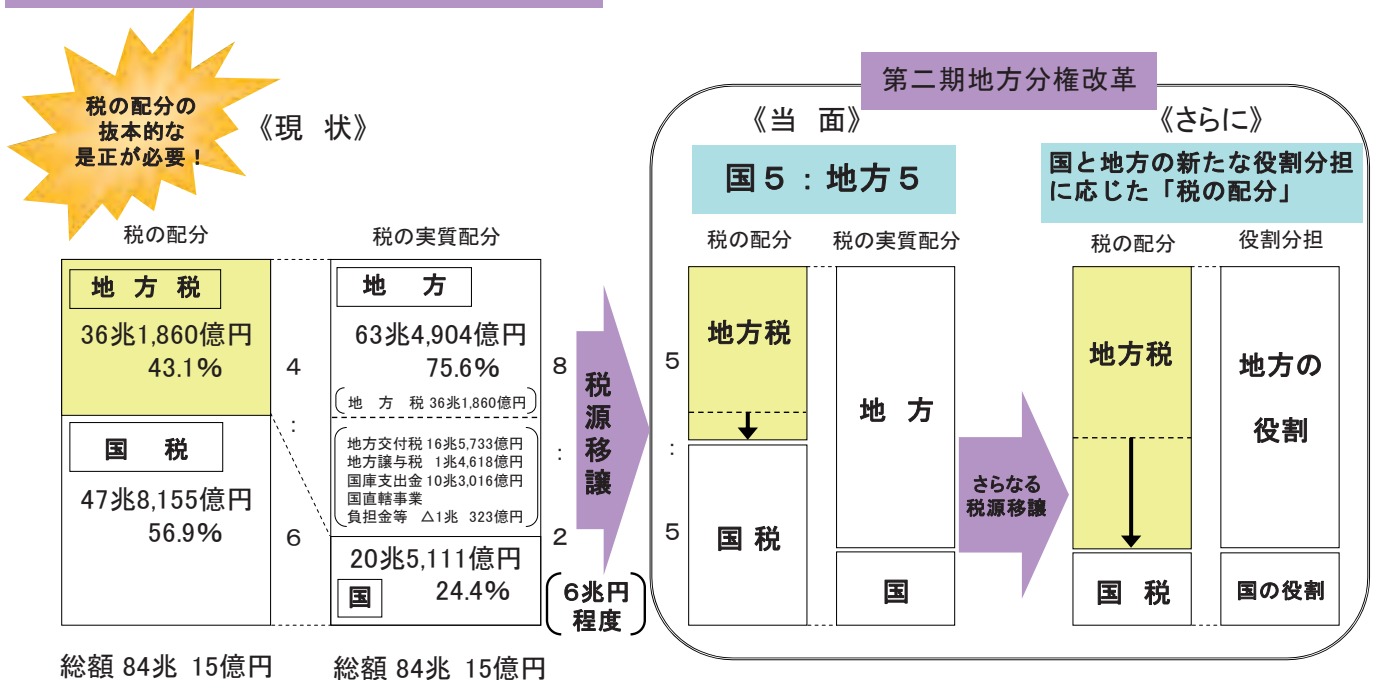
なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

なお、平成20年度より地方税である法人事業税を一部国税化することによって、地方税収間の水平調整による格差是正が行われたが、これは地方分権の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

国・地方における租税の配分状況(平成21年度)



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

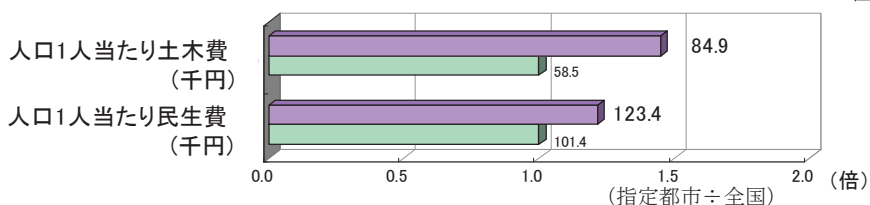
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

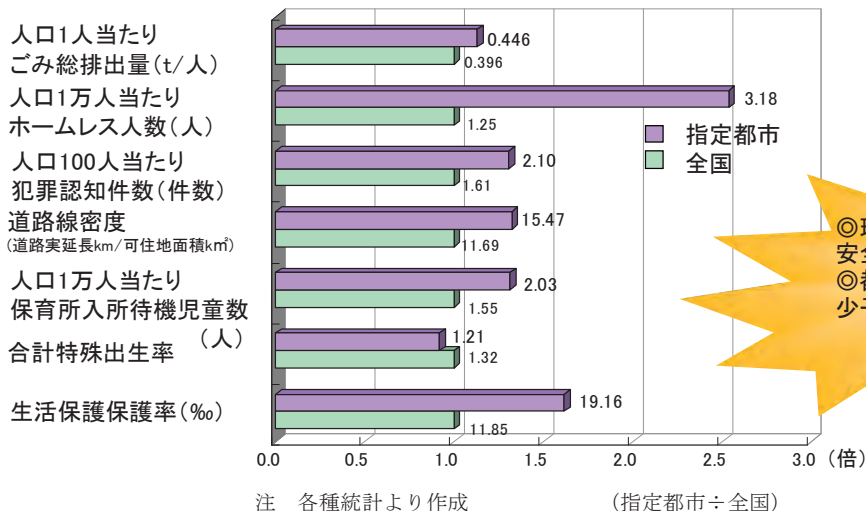
指定都市は、人口1人当たりの税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、また、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。

都市的財政需要（全国平均との比較）

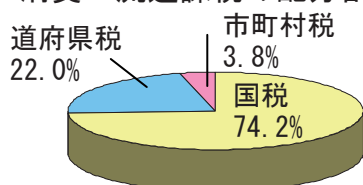


都市の課題（全国平均との比較）



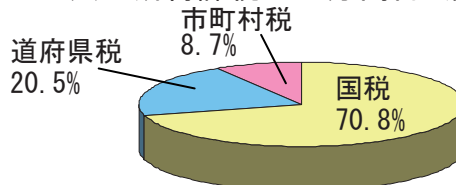
◎環境問題や
安全・安心に関わる問題
◎都市基盤更新経費や
少子高齢化問題

消費・流通課税の配分割合 (平成21年度予算)



(注) 国税：平成21年度当初予算額
道府県税、市町村税：平成21年度地方財政計画額

法人所得課税の配分割合 (実効税率)



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

(注) 地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。

都市的税目の配分割合が極めて低い！

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

地方は二層制と言いながらも、その権能の多様化が進む一方で地方税制は事務権限に関わりなく画一的である。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、移譲された事務事業に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務事業について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は、道府県から指定都市への税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置されるべきである。

なお、第二期地方分権改革において、新たに道府県から指定都市の役割分担となる事務事業についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置が必要である。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 行政サービスは「指定都市から受益（大都市特例事務）」
- ★ その負担は「道府県への納税」

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は
道府県から指定都市への税源移譲による
税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により財源措置すべき
 （個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、地方消費税→地方消費税交付金）

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

（平成20年度予算に基づく概算）

道府県に代わって負担している経費
 （特例経費一般財源等所要額）

3,724億円

地方自治法に基づくもの
 土木出張所
 衛生研究所
 定時制高校人件費
 国・道府県道の管理等

同左税制上の措置

2,342億円

税制上の措置不足額

1,382億円
 （税制上の措置済額）

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、
所要額について税制上の措置が必要！！

- ・道府県費負担教職員給与費 7,931億円
- ・市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理 190億円 など

（平成18年度決算をもとに推計）

4 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないようにされたい。また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。

国と地方の役割分担を明確化

地方が担うべき分野

国庫補助負担金の廃止

真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減

単なる国庫補助負担率の引下げを行わないこと

一体的

所要額を税源移譲

役割分担に応じた税源配分へ

（当面は国：地方＝5：5とするため 6兆円程度を税源移譲）

国が担うべき分野

必要な経費全額を国が負担

5 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

地方分権の観点から、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の負担で整備・維持管理を行うべきであり、地方自治体に対して個別に負担を求める性格のものではないことから、地方負担は廃止すべきである。

特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、国が事業内容、事業費等を決定する前に、地方の意見や財政状況が反映されるよう、計画段階から地方と事前協議を行い、合意形成できる制度を導入すること。また、その際には詳細な説明と十分な情報提供が地方に対してなされること。

加えて、国直轄事業負担金に関し、制度のあり方全般について、国と指定都市の間で協議を行う場を設けること。

国直轄事業に対する指定都市の負担

(単位：百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する指定都市の負担額	負担割合
整備	国道	163,629	61,675	38 %
	港湾	46,539	16,273	35 %
維持管理	国道	25,611	10,314	40 %
計		235,779	88,262	37 %

※ 指定都市の負担額は平成 19 年度決算に基づく。

6 地方交付税の改革等

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

特に、平成22年度も大幅に地方税収が減少することが懸念されるため、地方税収の減収に見合った地方交付税の増額がなされること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国の関与・義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきである。その際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行うべきではない。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

特に、金融危機により端を発した世界同時不況により、平成22年度予算において地方税収が大幅に落ち込んだ場合においても、国の地方財政計画に基づく財源保障機能により、地方税減収分に見合った地方交付税を増額すること。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、具体的な算定方法や算定基準を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税交付決定額等の推移

		平成15年度決定額	平成20年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	全国総額	18兆 693億円 (14.1万円)	15兆 690億円 (11.9万円)	△3兆 3億円	△16.6%
	指定都市総額	8,985億円 (3.6万円)	5,709億円 (2.3万円)	△3,276億円	△36.5%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	全国総額	23兆9,455億円 (18.7万円)	17兆9,022億円 (14.0万円)	△6兆 433億円	△25.2%
	指定都市総額	1兆4,366億円 (5.7万円)	7,979億円 (3.2万円)	△6,387億円	△44.5%
基準財政需要額 (人口一人あたり)	全国総額	47兆 762億円 (36.8万円)	45兆2,897億円 (35.4万円)	△1兆7,865億円	△3.8%
	指定都市総額	4兆9,542億円 (19.7万円)	4兆4,171億円 (17.6万円)	△5,371億円	△10.8%

(注) 1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった静岡市・堺市・新潟市・浜松市・岡山市も含んでいる。

2 平成15年度において、指定都市の一人あたり地方交付税額は全国平均額の約3/10だったが、平成20年度においては約2/10まで下がっている。

7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な行政サービスが提供できるように事務権限とその役割に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供するとともに、各圏域の中核都市としての行財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる大都市特有の行財政需要に対応し、また、都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導する役割を果たしている。

しかしながら、50年以上前に「暫定的な措置」として創設された現行の指定都市制度は、一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、指定都市のポテンシャルを十分に発揮することのできない不十分な制度となっている。

したがって、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、「基礎自治体優先の原則」を徹底する真の分権型社会にふさわしい地方自治制度の先駆けとして、新たな大都市制度を創設すべきである。特に、今次、地方分権改革において新たな大都市制度のあり方を明確に示すこと。

新たな大都市制度においては、真に国・広域自治体が担うべき事務以外については、一元的・総合的な行政サービスが提供できるようにすべて大都市の事務とし、国・広域自治体による関与は原則として認めるべきではない。また、事務・権限の移譲にあたっては、国・道府県が行っている事務事業の経費と税財源措置を明確にし、その役割に見合う自主財源を制度的に保障すべきである。

以上のような新たな大都市制度の創設に向けては、広域自治体から独立して存在する「特別市」や「大都市州」なども含め、道州制移行も視野に入れた様々な制度について検討を行うべきである。

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一元的・総合的な行政運営が困難
「市民ニーズに応じた機動的な対応を阻害している」
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
画一的な市町村税制
「大都市自身が大都市問題を十分に責任を持って解決できない」
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害
「非効率・不経済な状況を招いている」

大都市の機能を十分に発揮できる
新たな大都市制度の創設

8 保健福祉行政の充実

(1) 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。

生活保護制度を時代に即した制度とするための改善が必要である。

生活保護が、最後のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、雇用・労働施策や年金制度など社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、中長期的な視点に立った抜本改革について、早急に具体的な検討に着手するとともに、地方自治体の意見を十分に反映させること。

また、国の責任における制度運用として、本来、全額国庫負担とすべきものであることから、現在の急激な景気後退による生活保護に係る地方負担の増加に対し、当面、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講ずること。

(2) 国民健康保険財政の確立

ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。

国民健康保険は、財政基盤が脆弱であるうえ、医療費の増加により保険者と被保険者の負担は、過重なものとなっていることから、負担の公平化や制度の安定化を図るため、医療保険制度の一本化を行うなど、持続可能な制度を構築するための改革を早急に実現すること。

イ 特定健診等の実施状況などに応じて、各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みの導入を見直すこと。

特定健診等の実施状況や成果により、各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みについては、国民健康保険では、他の被用者保険と比較して、受診勧奨や指導が困難なことから、導入を見直すこと。

ウ 国民健康保険の財政基盤強化策を平成22年度以降も継続するとともに、保険財政共同安定化事業については、新たな財政措置を講ずること。

国民健康保険の財政基盤強化策を平成22年度以降も継続するとともに、保険財政共同安定化事業については、保険者の負担が増加しないよう、国、都道府県による新たな財政措置を講ずること。

(3) 児童福祉施策の拡充

ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。

次世代育成支援対策推進法に基づき作成した各都市の行動計画を実効性のあるものにするため、必要な財政措置等を講ずること。

また、平成21年度が最終年度となる「子ども・子育て応援プラン」の次期プランの策定にあたっては、大都市が地域の実情に応じて着実に給付・サービスの整備ができるよう必要な財政措置等を講ずること。

イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。

待機児童を多く抱える大都市では、一定の基準を満たした認可外保育施設を認定・認証する制度の活用、土地の確保が困難な都市部における駅周辺の既存建築物活用や賃料補助による保育所整備の促進など、地域の実情に応じた待機児童解消施策を実施してきた。平成20年2月に策定された新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するためにも、各都市が取り組む対策に対する財政措置を講ずること。

ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。

年々増加する児童虐待に対応するため、予防から家族の支援・保護・児童の自立に至るまで一貫した児童虐待防止施策の充実を図るとともに、必要な財政措置を講ずること。

とりわけ、被虐待児等要保護児童への支援の充実を図るため、児童養護施設等の職員配置基準改善や、処遇困難児に対する措置の拡充を図ること。

(4) 介護保険制度の円滑な実施

ア 介護報酬改定等の効果を検証し、人材確保に結び付く必要な対策を講ずること。

大都市においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい等の状況にあるため、平成21年度介護報酬改定が処遇改善に反映されているか十分に検証し、引き続き必要な対策を講ずること。

イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。

介護保険制度の見直し後の実施状況を十分に把握し、制度が長期にわたり安定した運営ができるよう適切な対応をするとともに、制度全般の具体的な運営方針について国民への周知を国においても十分に行うこと。特に要介護認定については、早期に検証を行い、適切な制度にすること。

また、制度変更の際は、必要性や実施方法について、自治体と協議のうえ施行までに十分な準備期間を設定すること。

ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。

保険料や利用料の低所得者対策を国の責任において実施するとともに、地方自治体の財政負担が将来にわたって過重とならないよう十分な財政措置を講ずること。

(5) 障害者自立支援法等の円滑な実施

ア 国の責任において利用者負担の軽減策を講ずること。

利用者が生活実態に合ったサービスを継続的に安心して受けることができる制度となるよう、国の責任において低所得者及び障害児等に一層配慮した恒久的な負担軽減策を講ずること。

イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。

障害児者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、居住の場の確保など必要なサービス基盤の整備を図ること。また、今後も大きな需要が見込まれる移動支援などの地域生活支援事業についても、必要な財政措置を講ずること。

平成21年4月に報酬単価の改定がなされたが、引き続きサービスの向上や事業者の経営基盤の安定が図られるよう、適切な収入を確保するために必要な財政措置を講ずること。

地域生活支援事業の支払事務の国民健康保険団体連合会への委託については、地方自治体ごとの制度の違いに柔軟に対応できるシステムを構築し、電算システムの運用に要する事務経費等について財政措置を講ずること。

(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営

ア 制度の見直しにあたり、大都市の意見も十分に反映した制度設計を行い、必要な準備期間を確保するとともに、万全の財政措置を講ずること。

平成21年4月に制度見直しの基本的考え方が示されたが、今後の詳細設計にあたっては、大都市における円滑な業務運営が可能となるよう十分な準備期間を確保するとともに、電算システム経費を含め万全の財政措置を講ずること。

イ 国において、制度の趣旨や見直しの内容等について、積極的かつ主体的に広報を行うこと。

制度の円滑な運営を図るためには、住民の十分な理解と協力が必要不可欠である。このため国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や見直しの内容等について、積極的かつ主体的に広報を行うこと。

ウ 後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて、行政区単位での業務に対応したものとなるよう早急に改善を行うこと。

現行の後期高齢者医療広域連合電算処理システムは、行政区単位での業務を想定した仕様となっていないこと、また、一括処理件数が制限されることなどから、事務処理に多大な時間を要しているため、指定都市に対応したものとなるよう、電算システムの早急な改善を行うこと。

(7) 医療提供体制の充実強化等

ア 医師確保対策を推進すること。

産科・小児科などの特定の診療科における医師不足が深刻な状況にあることから、これら診療科に係る診療報酬を一層充実するとともに、医師の養成・確保について抜本的な方策を講ずること。また、病院勤務医の過重労働の軽減や処遇の改善に繋がり、病院運営を適切に保つことができる施策を講ずること。

イ 救急医療体制を充実強化すること。

小児救急医療をはじめとする救急医療に係る診療報酬を、初期救急医療体制から救命救急センターに至るまで運営実態に見合うよう拡充するとともに、救急医療体制の整備を促進するため、十分な財政措置を講ずること。

ウ 市立病院への財政措置を充実すること。

救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営安定化のため、診療報酬の適正化を図ること。

エ 原爆症認定制度を被爆者の立場に立って運用すること。

平成21年6月に、積極的に認定する対象に2疾病が追加されたが、原爆症の認定に係る審査にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、総合的に判断する場合においても、被爆者救済の立場に立った制度運用を図ること。また、高齢化した被爆者の現状に鑑み、より一層の速やかな審査を行うこと。

(8) 新型インフルエンザ対策の推進

ア 病原性の低い新型インフルエンザを想定した行動計画やガイドラインを早急に策定すること。

平成21年2月に示された行動計画及びガイドラインは、病原性の高いH5N1型を想定したものであり、今回のA/H1N1型においては、適用できない部分が多かったため、早急に病原性の低い場合の行動計画やガイドラインを示すこと。

イ 行動計画やガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。

平成21年2月に示された行動計画及びガイドラインについて、関連法との整合が図られていない点もあるため、法的整理を進めること。

ウ ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。

プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンについて、具体的な接種計画を示すとともに、全国民分を準備すること。また、抗インフルエンザウイルス薬について、地方自治体が行う備蓄に対し必要な財政措置を講ずること。さらに、感染防護服や医療資機材の整備についても、各自治体に対し必要な財政措置を講ずること。

エ 発熱外来、一般医療機関、発熱相談センターにおける医療体制を確保するため、必要な制度を創設すること。

発熱外来や発熱相談センターの開設に必要な医師・看護師等の職員の確保や、各機関における施設整備に対する財政措置を講ずるとともに、発熱外来、一般医療機関に従事する医師等が感染した場合に医療機関が被る損失に対する補償制度を創設すること。

オ 感染拡大防止のための社会経済活動の制約等に伴い生じる損失に対し適切な支援を行うため、必要な制度を創設すること。

感染拡大防止のため、行政機関の依頼等に基づきイベントや行事などを中止・延期した民間事業者、ならびに事業休止などの措置をとった保育所、福祉施設等に対する損失補償を含む支援制度を創設すること。

9 教育行政の充実

(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

指定都市立小・中・特別支援学校の教職員に係る給与費負担の移管については、

教職員給与費だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずるとともに、特別支援学校の設置数に応じた配慮をすること。

なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。

イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

中央教育審議会の答申や地方分権改革推進委員会の勧告及び地方分権改革推進本部の地方分権改革推進要綱（第1次）を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。

義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという国庫負担制度が担ってきた精神を引き続き尊重し、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、安定的かつ確実な財源措置を確保したうえで、これを廃止し、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

イ 教職員配置の充実を図ること。

学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること。その際、今後想定される教員需要に対応できる計画とし、「児童生徒支援加配」の充実や「教科担任制」の導入のための加配教員を確保すること。

(3) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。

学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、所要額に見合う財政措置を講ずるとともに、学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。

なお、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるよう、所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずること。

10 廃棄物処理事業の促進

(1) リサイクル制度の改善

ア 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。

容器包装廃棄物の排出抑制を促進する措置が事業者に対して導入されるなど一定の改善が図られたものの、依然として、最も財政負担の大きい分別収集・選別保管は地方自治体が担っており、拡大生産者責任の原則が不徹底であることから、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と地方自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化をさらに推進すること。

市民の分別・洗浄に係る利便性、地方自治体の収集処理工程全体の効率性や費用負担を十分考慮したうえで、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設け、その手法については各地方自治体が選択できるようにすること。

地方自治体が住民への説明責任を果たすため、再商品化の履行を確認できるようにすること。

イ 家電リサイクル法について、不法投棄対策に関するメーカーの資金拠出の仕組みをより地方自治体の実情を踏まえた活用しやすいものとするとともに、リサイクル費用を前払い制とすること。また、法に定められた対象品目の要件の見直しを今後も進めていくこと。

不法投棄対策に関するメーカーの資金拠出の基準が明確でなく、運用も限られていることから、より地方自治体の実情を踏まえた活用しやすいものとするとともに、リサイクル費用を製品の購入時に支払う前払い制とすること。

電子レンジ等の自治体による処理が困難な家電については、小売業者による配送率によらず対象品目に指定するなど、要件の見直しを含め、対象品目を拡大すること。

また、引取り義務外品についても円滑な引取りが可能となる仕組みを構築すること。

ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、製造等事業者の責務を明確にすること。

有害性・危険性などから地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程の安全性を確保するよう製品の製造段階等における製造等事業者の責務を明確にすること。

製造等事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。

(2) 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。

一般廃棄物の処理は、市町村の責務で行っているが、廃棄物処理施設の建設、改修、解体等においては、一時的に多額の経費が必要である。そのため、国の財政措置のない、ごみ処理施設等の建屋部分及び基幹的施設の機能回復、余熱利用施設等の建設、ダイオキシン類削減対策に係る施設整備並びに跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金制度の対象とするなど交付金制度を拡充すること。

11 環境保全対策の充実

(1) 地球温暖化対策の推進

ア 「京都議定書」以降の中期的な温室効果ガスの削減目標については、世界の温暖化対策を牽引しうる高い水準に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

また、高水準の再生可能エネルギー導入目標の設定や省エネルギーの推進、経済的手法の導入等、目標達成のための具体的施策を早期に策定すること。

地球温暖化による影響を許容範囲内に食い止めるためには、温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要がある。将来の社会のあるべき姿を見据え、京都議定書に定める第一約束期間（平成20年～平成24年）以降の中期的な目標を世界の温暖化対策を牽引する高い水準に設定すること。

また、この達成に向け、高水準の再生可能エネルギーの導入目標の設定、省エネルギーの推進、それらに対する助成措置や排出量取引を活用した経済的手法など排出削減に向けた実効性ある対策を早期に策定し、継続的に実施すること。

イ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。

地球温暖化対策において吸収源対策は重要であり、ヒートアイランド対策の面からも大都市の中心市街地における緑化推進は不可欠の対策である。

しかし、都市の緑化を図るうえで、都市緑地法における緑化地域の規制は、防火地域内の耐火建築物を適用除外としており、中心市街地では有効な規制となり得ていないため、当該制度の早期強化を図ること。

ウ 低公害車の導入及び燃料供給施設整備に対する補助制度や優遇措置の拡充、コストの低減等を図ること。また、自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。

電気自動車、水素自動車などの低公害車の導入及び普及を促進するため、導入及び燃料供給施設整備に対する補助制度や優遇措置の拡充、コストの低減等を図ること。

自動車の燃費基準は車両重量区分ごとに定められているが、車両の大型化により効果が相殺されていることから、「平均燃費規制」を導入すること。

より低燃費な運転方法であるエコドライブやアイドリング・ストップを支援する装置を装着した車両の普及を図ること。また、新規の運転免許取得希望者に対して行う学科・実技講習にエコドライブ課程を盛り込むなど、エコドライブが確実に身に付く仕組みや、運転免許既取得者に対してエコドライブの実践を促すため、免許更新時講習に必須事項としてエコドライブを組み入れ、確実に身に付く仕組みの構築を図ること。さらに、運転免許取得・更新時に講習を行う際の講師・指導者となる人材の育成を図ること。

(2) アスベスト対策の推進

ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。

建築物の解体・改修に伴うアスベストの飛散防止対策を確実に実施するため、特定粉じん排出等作業時にアスベストの飛散状況を施工業者自らが監視するよう、

大気汚染防止法に濃度基準となる数値を設定するとともに濃度測定義務の規定を追加すること。

また、現行の大気環境中のアスベスト濃度の測定方法では時間がかかり、測定者の負担も大きいため、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。

イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。

吹付けアスベストの適正な処理はコストが高く、事業者の負担が大きくなっていることから、処理方法等に関する技術開発及び低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。

ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。

本人や家族にアスベストに関連する職歴や施設への立ち入り経験がない場合であっても、健康被害が生じることが問題になっていることを踏まえ、生活環境におけるアスベスト飛散量について判断する基準を制定すること。

また、室内においても健康被害が生じる恐れがあるため、室内環境中のアスベスト飛散量についても判断する基準を設けること。

12 災害対策の充実

(1) 震災対策の推進

公共建築物及び公共構造物の耐震化や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。

建築物が密集し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震化のための補強・改修・改築や、災害発生時に避難地・防災拠点となる防災公園等の整備が今後一層求められることから、必要な制度を充実強化すること。

(2) 水害対策の推進

ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。

都市型水害対策における雨水流出抑制策の一層の推進など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

大都市においては、地球温暖化の影響といわれる異常気象により、大規模な洪水被害が近年多発していることから、被災状況を踏まえたより堅固な施設の構築や自然の外力の分散化を図る工法の採用、土地利用状況を考慮した治水対策の実施などの多様な整備手法に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

(3) 総合的な支援体制の充実

ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。

消防救急無線のデジタル化は、緊急消防援助隊の円滑な運営等を推進するために必要な事業であるが、本質的には限られた電波資源の有効利用を図るための国策であり、電波法第26条に基づく総務省告示にデジタル化への移行期限も定められている中、当該事業に着手するための事業費は巨額なものとなる。

また、指定都市には大都市特有の社会構造における消防需要のもと、それに応じた共通の財政需要が生じてきており、当該事業が指定都市にとって非常に大きな財政負担であることから、国の責任において、必要な制度の充実強化を図ること。

イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

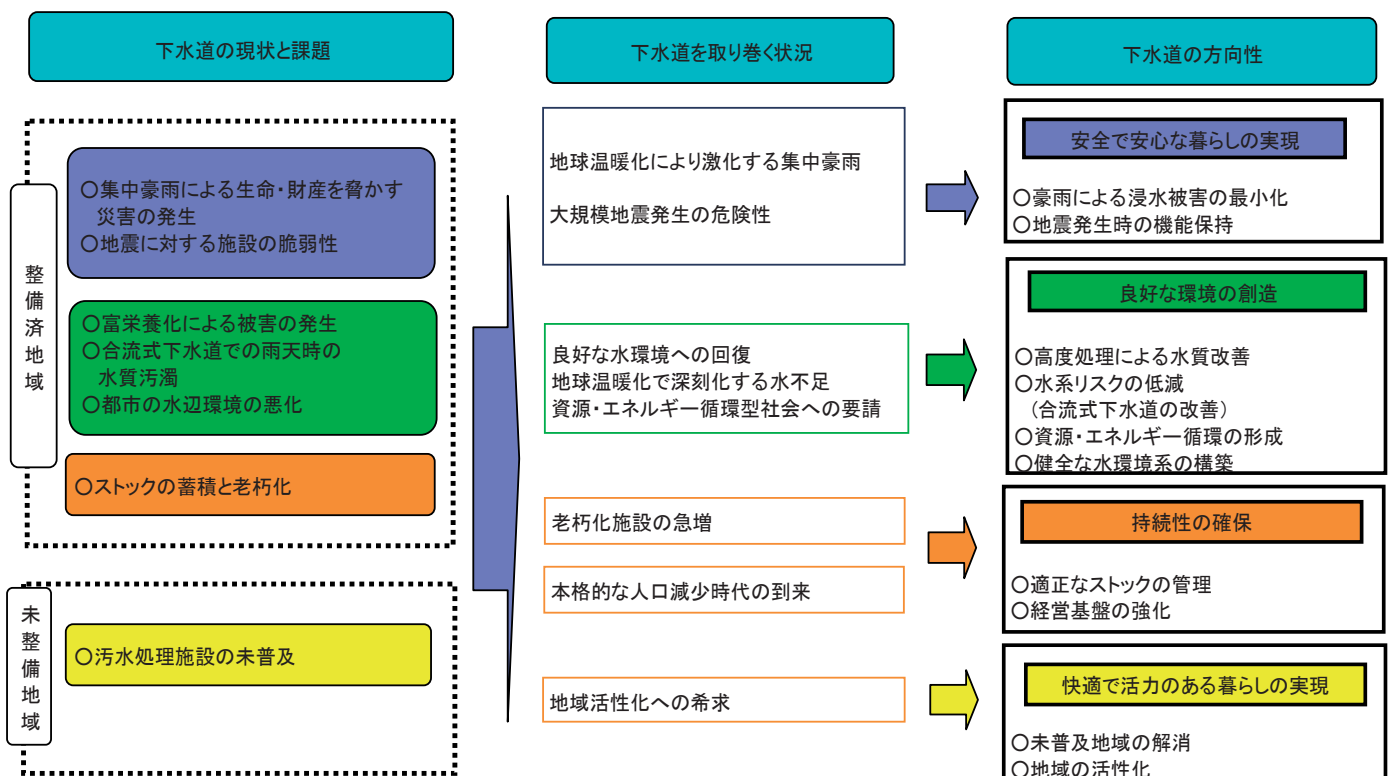
デジタル防災行政無線や防災情報収集伝達システムは、災害発生時における情報の収集や市民への情報提供などを行うために必要不可欠であることから、これらの整備を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

13 都市基盤の整備促進

(1) 下水道整備の促進

老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。

老朽施設の改築・更新、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための財源確保及び制度拡充を図ること。



(2) 道路整備の促進

大都市に必要な道路整備については、適切な税財源措置を講ずること。

社会経済活動の中核をなす大都市において、道路は最も基礎的な都市基盤施設であることから、国の責任において適切な税財源措置を講ずること。

(3) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

ア 都市公園の整備（再整備を含む。）、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、必要な制度の充実を図ること。

大都市では社会構造の変化が著しく、災害時における都市公園の果たすべき機能が重要視されていること、水や緑など自然資源の保全や再生を求める要請が極めて強いことから、緑とオープンスペースの確保、相続時に開発される事例が多い市街地における民有緑地など、都市環境の保全や水と緑のネットワークの形成が必要である。

このため、既存公園の再整備や防災公園等の公園整備の推進に必要な制度を充実強化すること。

イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。

景観緑三法の目的達成のために、税制上の軽減措置をさらに拡充することが必要である。

大都市の民有緑地が市民緑地等に活用しやすくなるよう、市民緑地、特別緑地保全地区、借地公園についての税制上の負担軽減を図るとともに、自治体の土地取得や施設整備に係る財政措置の拡充を図ること。

また、緑地保全地域については土地所有者の理解を得るためにも、税制上の負担軽減等、優遇措置の拡充を図ること。

ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には、公園・緑地として保全できるよう自治体への優遇措置を講ずること。

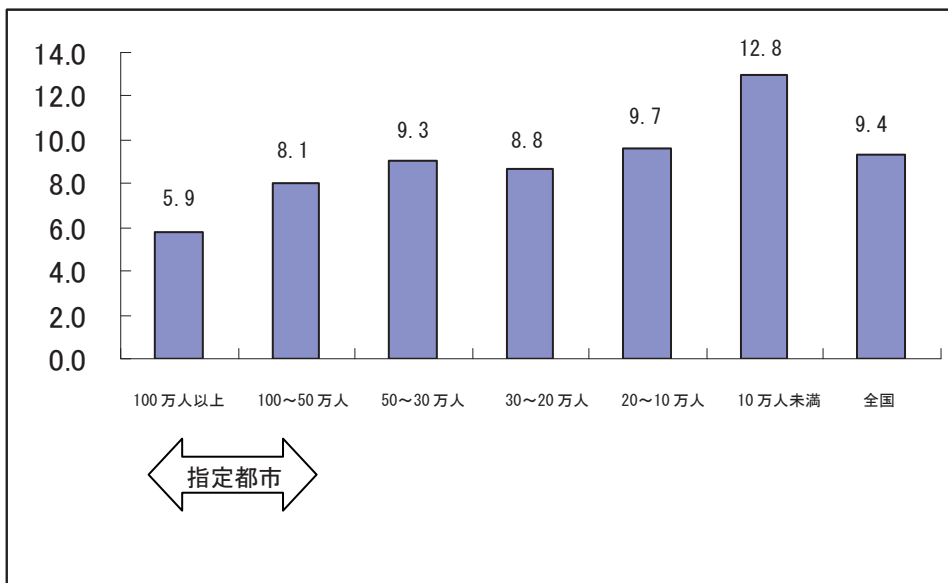
緑地喪失の主な原因が相続税の納税対策であることから、自治体が積極的に公園・緑地として保全できるよう、地方財政の負担を軽減すること。

例えば、物納された国有財産を自治体へ払い下げる際の優遇措置の復活や、自治体による買取を複数年度に平準化すること等の措置を講ずること。

社会資本整備重点計画における重点目標の達成状況

項 目	平成 19 年度 末実績
○都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19 までに約 1 割増 12 m ² /人(H14)→13 m ² /人(H19)】	約 1 割増
○一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが確保 された大都市の割合【約 9%(H14)→約 25%(H19)】	約 2 5 %

一人当たりの都市公園等面積 (m²) H20.3.31 現在
(緑の政策大綱による目標 20 m²)



14 港湾の国際競争力の強化

(1) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援

安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。

大規模地震等の災害に対して被害を最小限にするため、耐震強化岸壁の整備や津波・高潮対策の堤防整備とともに港湾施設や海岸保全施設の維持管理が重要である。

しかし、港湾施設や海岸保全施設の維持管理や国家の安全保障にかかわる保安対策については、地方財政に多くが委ねられており、国としての統一的な対策が行われていない。

したがって、これらの安全・安心対策については国の責任において取り組むとともに、港湾施設や海岸保全施設の整備及び維持管理のための財政措置や人材育成等に関する支援制度の充実強化を図ること。

また、国有港湾施設については、維持管理計画に基づく点検、補修等の費用負担が港湾管理者にとって多大な負担となることが予想されるため、法改正等による国の財政支援について検討すること。

(2) 用途制限等に対する更なる規制緩和

ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。

工場等の誘致は、輸出入貨物量を増加させ、日本の港湾の国際競争力強化に効果的であることから、港湾区域内の埋立地の用途や処分に関する制限について、一定条件に該当する場合、制限期間を10年から5年に短縮する特例措置を免許権者の裁量で短縮できるようにするなど、規制緩和を図ること。

イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

グローバルな誘致競争に勝ち抜くためにも、国内への工場、物流施設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

15 住宅対策の充実

(1) 建築物における耐震性等の安全性の確保

ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。

建築物が集積し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、既存民間建築物の耐震診断の推進と速やかな耐震化が求められている。

については、これらの取組みが真に実効あるものとして進められるよう、「住宅・建築物安全ストック形成事業」に係る除却費・補償費の年度要件や対象建築物の階数要件など補助対象要件の弾力化を図るとともに、補助率の引上げなどの財政措置を拡充すること。

イ 建築物の安全性に対する市民の信頼確保に向け、よりの確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について引き続き検討すること。

建築物の安全性に対する市民の信頼確保に向け、建築確認・検査の厳格化という改正建築基準法等の主旨を十分に踏まえたうえで、制度改正の効果や課題を実態に即して適切に把握し、よりの確で実効性のある法制度の運用やさらなる法改

正の必要性について引き続き検討していくこと。

その際には、国、地方公共団体、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にすることに特に留意すること。

また、個室ビデオ店火災事故等を踏まえ、建築物の利用実態に応じた防火規制の強化を図るなど、必要な法令整備等を行うこと。

(2) 住宅セーフティネットの機能向上

公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。

大都市部においては、少子高齢化や家族形態の変化、社会的弱者の多様化が急速に進行しており、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の役割が一層重要となっている。

については、老朽化した住宅の割合が高まる中、各市が計画的な整備・改善、適切な維持保全を進められるよう、また、住宅困窮者への的確に住宅の提供を行うために管理の一層の適正化を図れるよう、必要な措置を講ずること。

特に、既存ストックの活用、福祉施策との連携、団地コミュニティの活性化、民間活力の導入などの視点からの取組みを推進していくため、地域住宅交付金制度の基幹事業の対象の拡充や、公営住宅制度等における地域の実情に応じた選択肢の拡大など関連制度の充実強化を図ること。

(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編

ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。

大都市部に集中している密集市街地等における防災性・住環境の向上や、良質な住宅の供給、さらには、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、既成市街地を安全・安心で美しい市街地へと再編していくため、住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等について、事業対象の拡充を図るなど、事業の推進に必要な措置を講ずること。

イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化及び法令等の整備を図ること。

マンションは大都市における主要な居住形式の一つとなっており、今後老朽化したものが急増し、適切な維持管理や円滑な修繕・改修（耐震改修やバリアフリー化等）・建替えを図ることが一層重要となることを踏まえ、管理組合への支援制度や、マンション建替え円滑化法等の効果的な運用に向けた関連制度の充実強化を図ること。

また、共用部分の改修や、建替え以外の区分所有関係の整理を行う際の法令等の整備を図ること。

16 上水道事業の促進

(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

水道事業経営基盤の安定を図るため、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

水道事業を取り巻く社会・経済状況が大きく変化する中、安定した水源の確保・開発や老朽化した基幹水道施設の更新・改良、多様化・複雑化する住民ニーズに対応した高度浄水施設等整備など施設水準の向上にも適切に対応していく必要がある。

これらの施設整備には、莫大な事業費を要するが、直接料金収入の増加につながらず、財源のすべてを水道事業者の負担で賄うことは、極めて困難な状況にあることから、所要の財政措置を講ずること。

(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化

ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。

また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。

阪神・淡路大震災をはじめとする大災害の発生や東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定拡大、あるいは米国での同時多発テロを契機とした災害に強い水道施設の整備、安全対策が課題となっていることから、水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。

また、一般会計出資制度についても、施策実施期間の延長など、より一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。

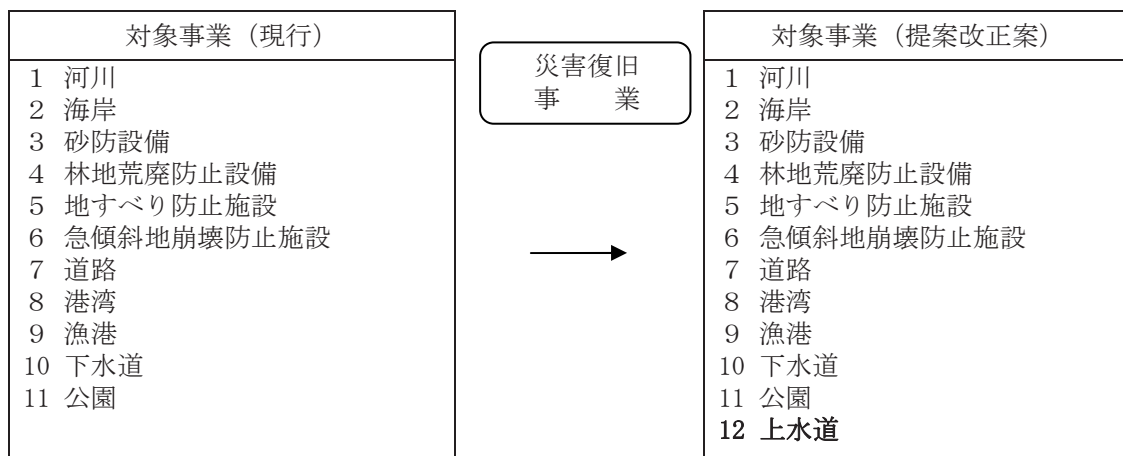
イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

現在、水道施設の災害復旧に対する補助は、水道施設災害復旧費補助金交付要綱に基づき対応しているが、水道施設は、「激甚法」で指定する他の公共土木施設と変わりなく、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉の確保に資することが必要となる施設である。

近年頻発している地震災害に迅速に対応するためにも「激甚法」第3条に規定する対象事業に「上水道」を加えること。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
第3条の規定による災害復旧事業

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定を適用する災害復旧事業)



17 ICT施策の充実

(1) 地上デジタル放送への円滑な移行

地上デジタル放送への完全移行にあたっては、国及び事業者の責任において、「新たな難視聴地域」を発生させないよう適切に対応するとともに、低所得者に対する十分な支援策を講ずること。

地上デジタル放送への移行は国策として進めるものであることから、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行にあたっては、「新たな難視聴地域」を発生させないよう、国及び事業者の責任において適切に対応すること。

また、すべての国民がそのサービスを楽しむよう、放送を受信するために必要なアンテナの設置、チューナーの購入等について、低所得者に対する十分な支援策を国及び事業者の責任において講ずること。

(2) ICT施策推進に対する支援制度の充実

ICT施策推進に係る支援制度の柔軟な運用を図るとともに、障害者や高齢者の利活用技術の習得等に対する支援策の充実を図ること。

地方自治体が、地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、国の支援制度の運用にあたっては、支援対象事業の年間募集回数の複数化や、支援対象期間の複数年度化など、支援制度の柔軟な運用を図ること。

また、障害者や高齢者がICTを利活用し、これまで以上に社会で活躍することができるよう、障害者や高齢者のICT利活用技術の習得等に対する支援策の充実を図ること。

18 雇用対策の推進

緊急雇用対策事業要件の弾力化等

国の緊急雇用対策事業である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別交付金事業」における要件や運用の弾力化を図るとともに、今後同様の事業を行う際は道府県を通さず指定都市に直接交付すること。

国の緊急雇用対策である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別交付金事業」における雇用期間、雇用対象事業、事業従事者に占める新規雇用者の割合等の要件が厳しく、事業を実施する際、特に委託する際の大きな支障になっている。

また、当初に挙げた事業計画に後々まで縛られるなど硬直的な運用が求められている。

このため、事業要件や運用方法を弾力化し、事業が円滑に執行できるよう改善を行うこと。

なお、今後同様の事業を行う際は、地域の状況に迅速な対応を可能とするため、道府県を介することなく、指定都市に直接交付すること。

平成22年度
国の施策及び予算に関する重点提案

平成21年7月 指定都市

- 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 国庫補助負担金の改革
- 5 国直轄事業負担金の廃止
- 6 地方交付税の改革等
- 7 新たな大都市制度の創設
- 8 生活保護制度の抜本改革
- 9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

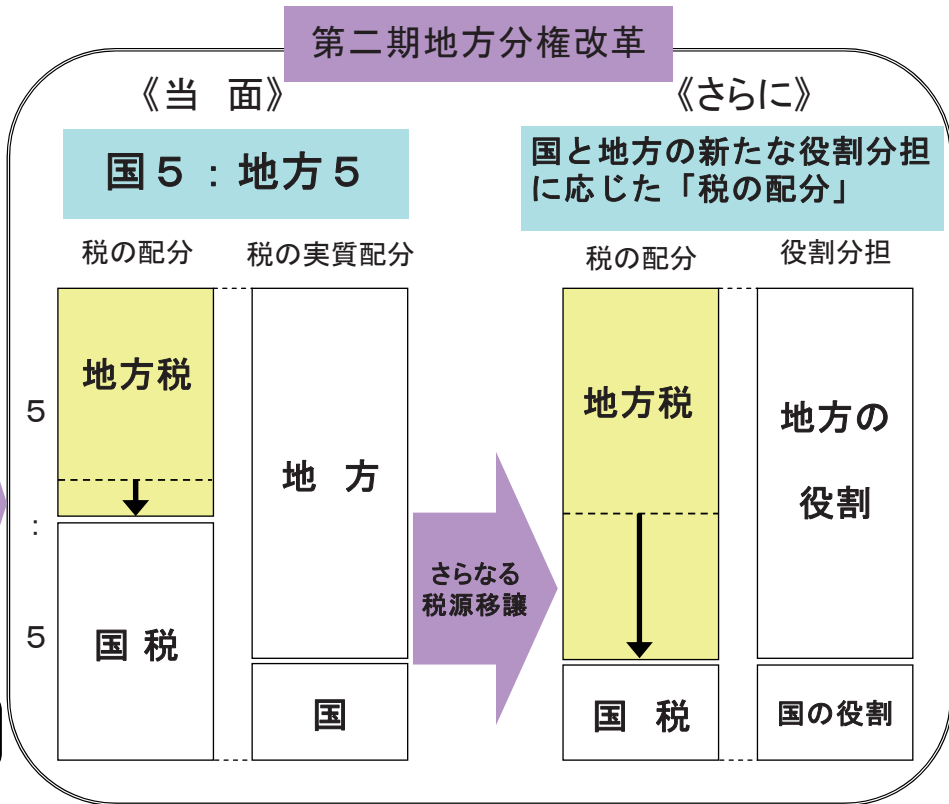
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況(平成21年度)

税の配分の
抜本的な
是正が必要!

《現 状》

税の配分	税の実質配分
地方税 36兆1,860億円 43.1%	地 方 63兆4,904億円 75.6% (地方税 36兆1,860億円)
国 税 47兆8,155億円 56.9%	地方交付税 16兆5,733億円 地方譲与税 1兆4,618億円 国庫支出金 10兆3,016億円 国直轄事業 負担金等 △1兆 323億円
	国 20兆5,111億円 24.4%
4 : 6	8 : 2 (6兆円程度)
総額 84兆 15億円	総額 84兆 15億円



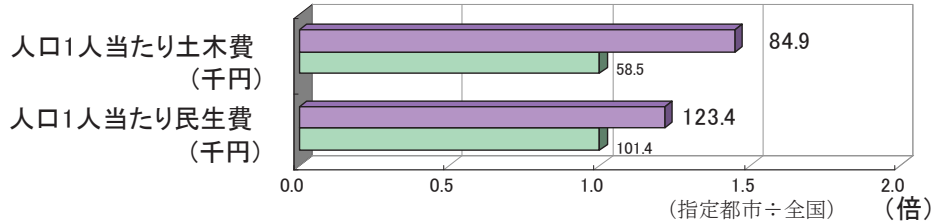
【指定都市の提案】

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること。
 さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
 なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

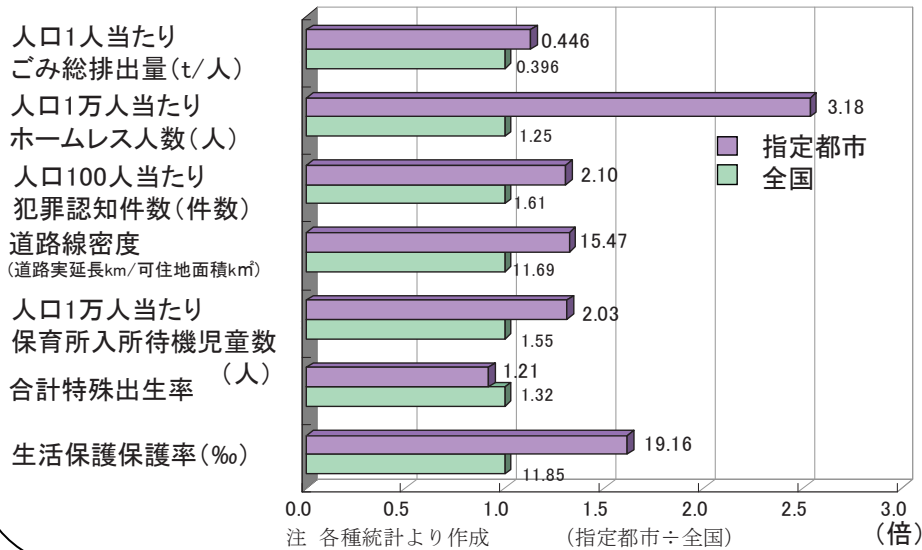
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要の例

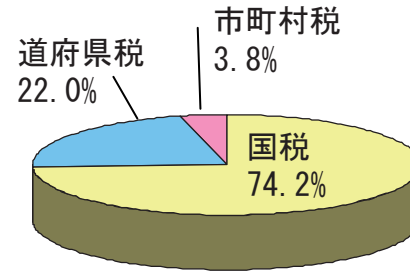
都市的財政需要（全国平均との比較）



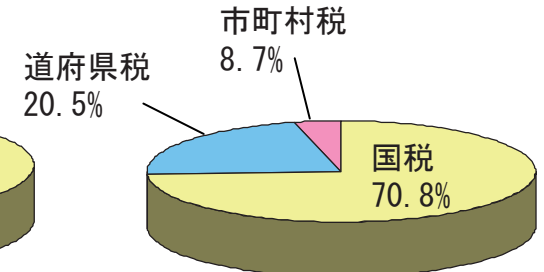
都市の課題（全国平均との比較）



消費・流通課税の配分割合



法人所得課税の配分割合（実効税率）



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 (注) 地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。

**都市的税目の配分割合が
極めて低い！**

【指定都市の提案】

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

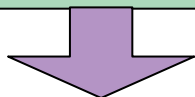
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額
(平成20年度予算に基づく概算)

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は
☆行政サービスは「指定都市から**受益**(大都市特例事務)」
★その**負担**は「**道府県**への納税」

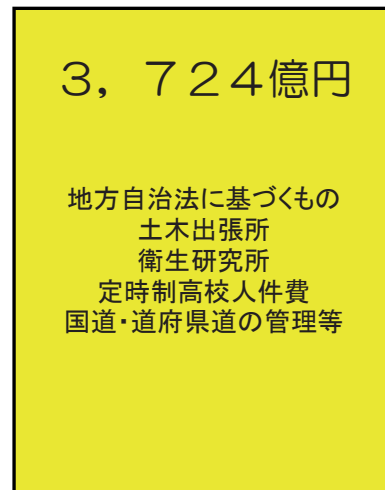


指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により財源措置すべき

(個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、地方消費税→地方消費税交付金)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)



同左税制上の措置



これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

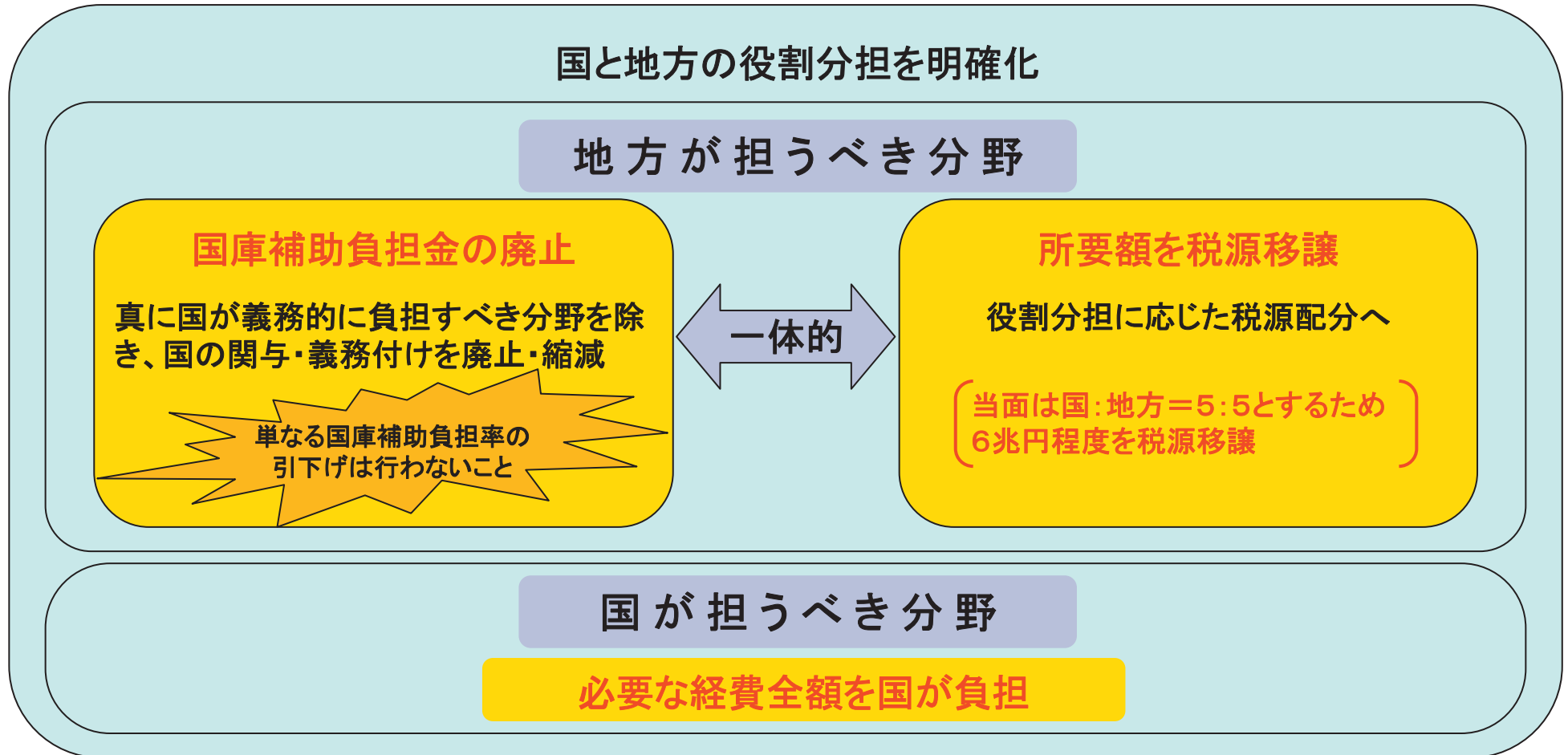
- ・道府県費負担教職員給与費 7,931億円
- ・市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理 190億円 など

(平成18年度決算をもとに推計)

【指定都市の提案】

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 国庫補助負担金の改革



【指定都市の提案】

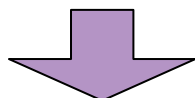
国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

5 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担を見直し



国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止

維持管理費の
地方負担は
直ちに廃止！

国直轄事業に対する指定都市の負担

(単位：百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する指定都市の負担額	負担割合
整備	国道	163,629	61,675	38%
	港湾	46,539	16,273	35%
維持管理	国道	25,611	10,314	40%
計		235,779	88,262	37%

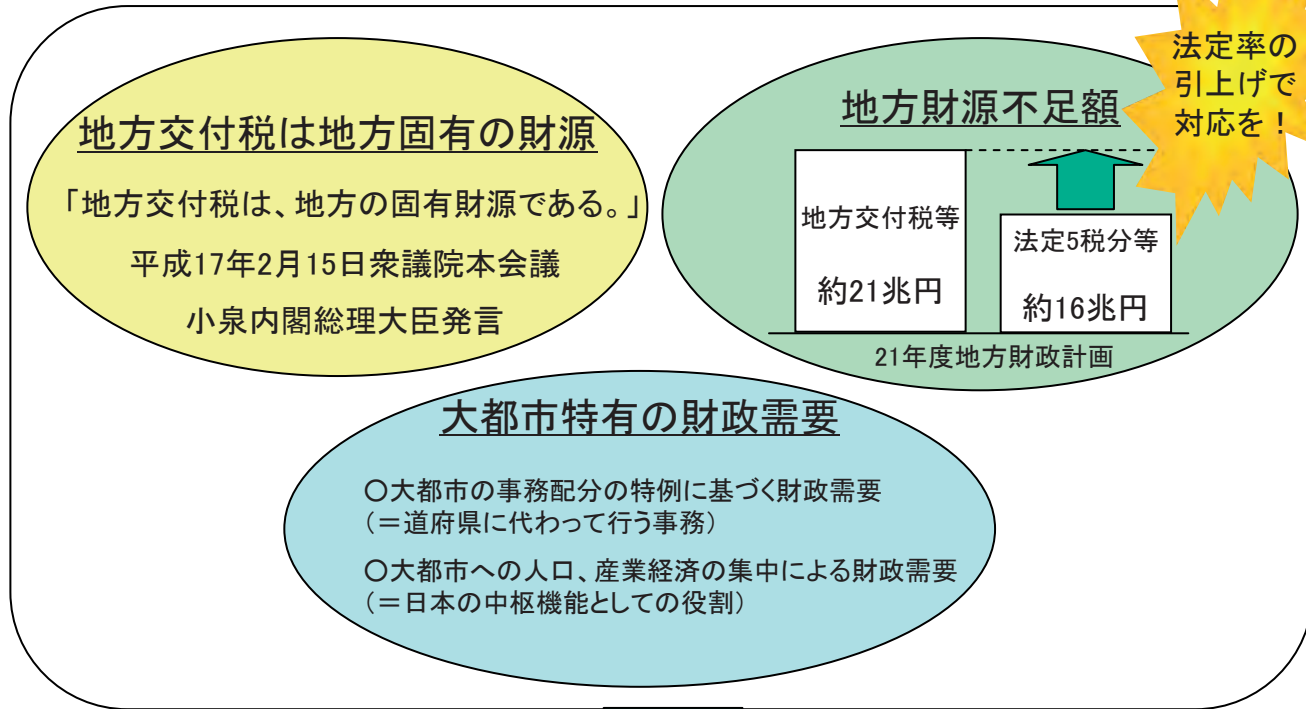
※ 指定都市の負担額は平成19年度決算に基づく。

【指定都市の提案】

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

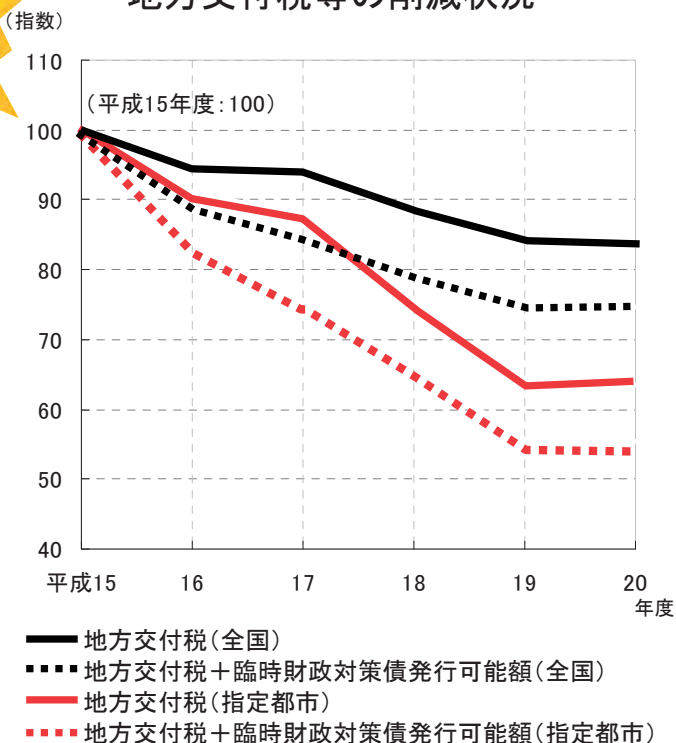
また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

6 地方交付税の改革等



法定率の
 引上げで
 対応を！

地方交付税等の削減状況



【指定都市の提案】

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

特に、平成22年度も大幅に地方税収が減少することが懸念されるため、地方税収の減収に見合った地方交付税の増額がなされること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

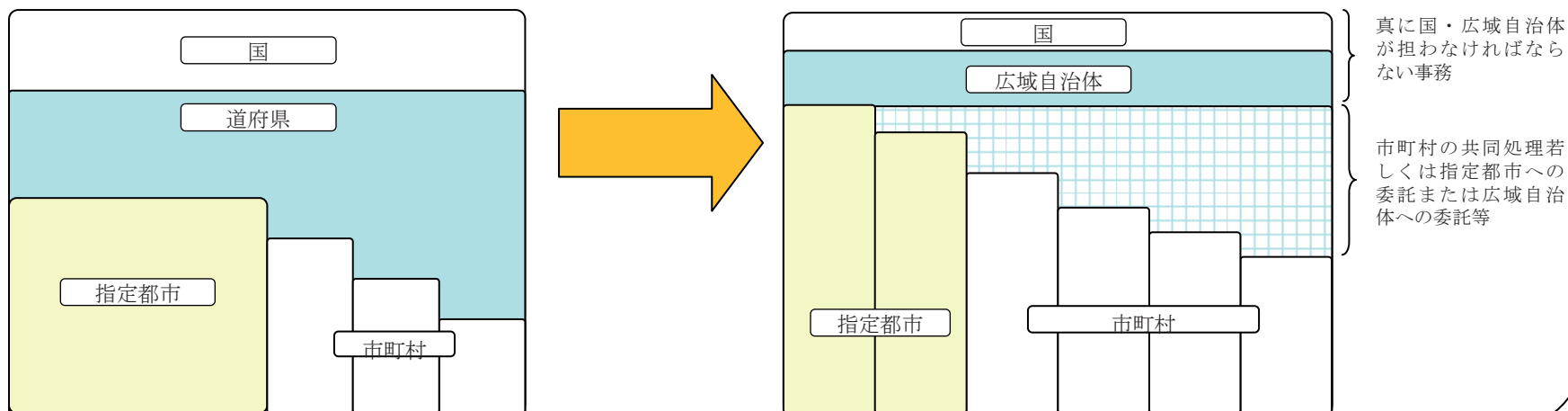
7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一元的・総合的な行政運営が困難
「市民ニーズに応じた機動的な対応を阻害している」
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
画一的な市町村税制
「大都市自身が大都市問題を十分に責任を持って解決できない」
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害
「非効率・不経済な状況を招いている」

大都市の機能を十分に
発揮できる
新たな大都市制度の創設

国・広域自治体・基礎自治体の行政体制の概念図



【指定都市の提案】

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な行政サービスが提供できるように事務権限とその役割に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

8 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度

憲法の理念に基づき、国の責任において全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を受ける者の自立を助長することを目的とするもの

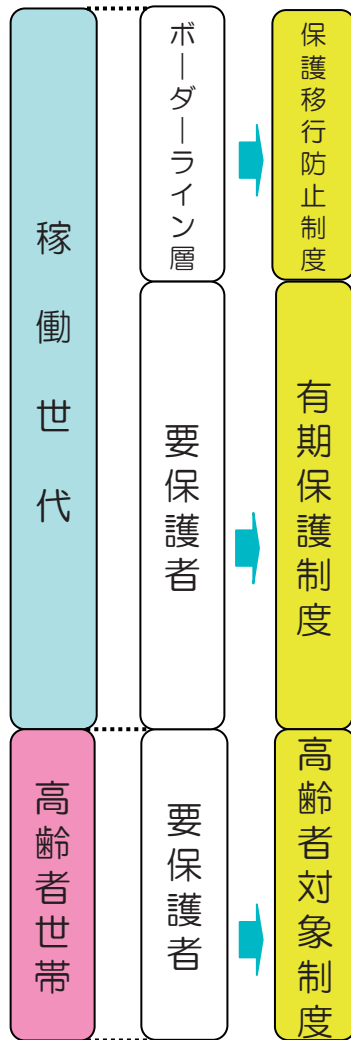
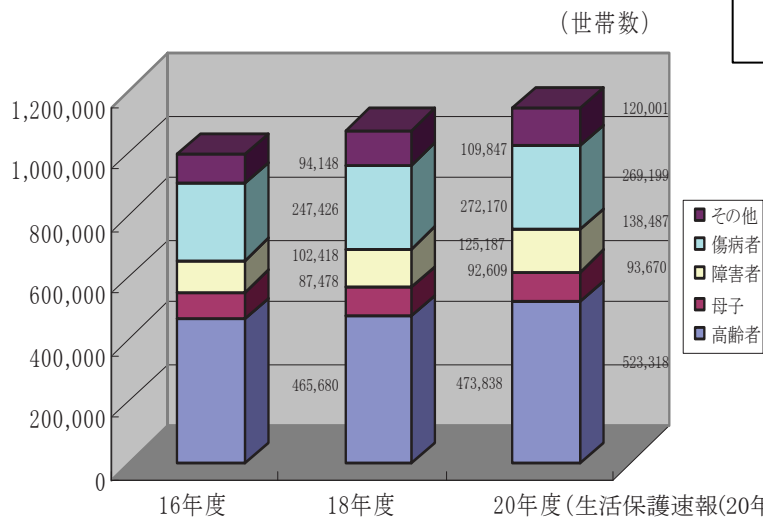
現状

- ・被保護世帯の増加
- ・扶助費の約半分を占める医療扶助

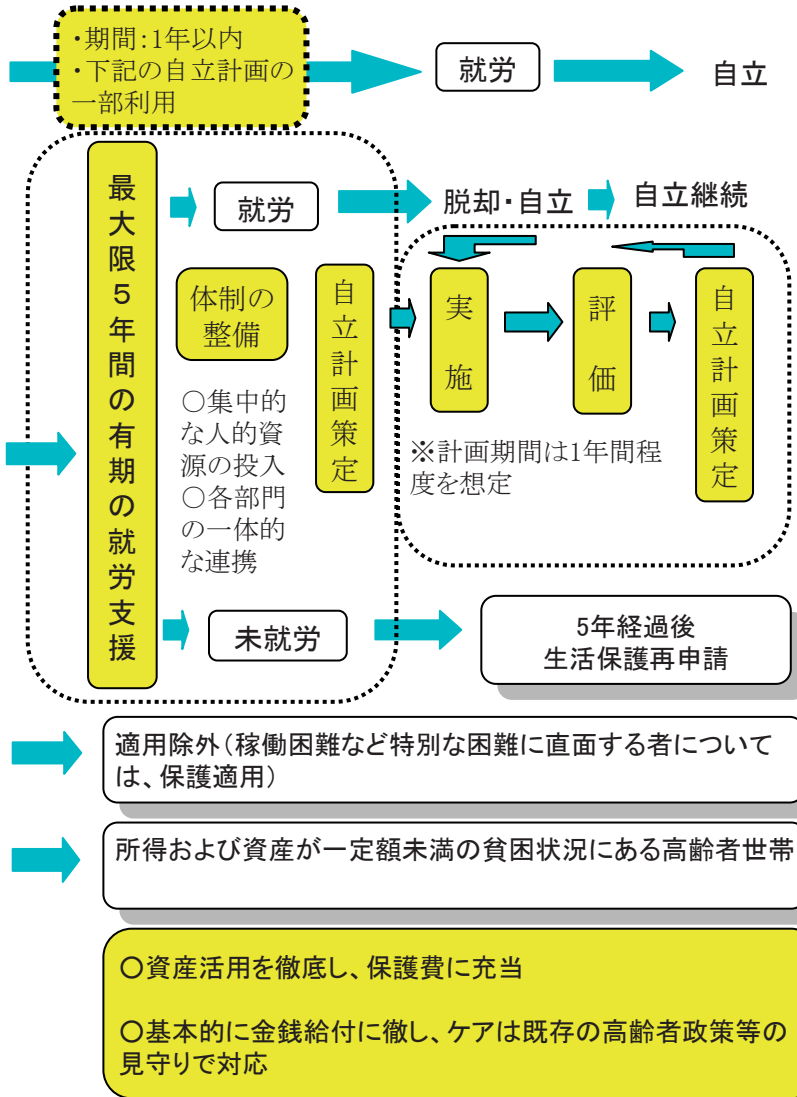
課題

- ・自立困難な高齢者層の拡大
- ・稼働年齢層の受給期間の長期化
- ・医療費等にかかる費用負担意識の希薄さ

被保護世帯の状況(全国)



新たなセーフティネットのイメージ



【指定都市の提案】

生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。

9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

県費負担教職員制度に関する役割分担

義務教育に係る給与費負担は、所要額全額について安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、税源移譲により措置

(現行の道府県・指定都市の役割分担)

財源措置

(あるべき役割分担)

	給与費負担
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

現状の問題点

・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、学級編制や教職員定数を主体的に決定することができない。

	給与費負担
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

問題点の解決

・国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。

早期に移管の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けることが必要！

【指定都市の提案】

県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。
学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。